

奨学生募集要項（大学生用）

一般財団法人 住吉学園

一般財団法人住吉学園奨学金規程により、令和8年度奨学生を下記の通り募集しますので、希望者は学校長または学長の推薦を経て当財団にお申し込み下さい。

1. 奨学生の応募資格

- ①当法人が指定する大学へ進学する者。もしくは、在学中の者。
- ②住吉【*1】に在住（学生寮含む）し、学業成績、人物とも優秀で経済的理由等により修学困難で、神戸市立住吉小学校もしくは神戸市立渦が森小学校を卒業し、神戸市立住吉中学校を卒業した者。
- ③世帯収入（両親）が550万円（税込）までの者。

【*1】住吉とは神戸市東灘区住吉南町、宮町、東町、本町、山手、住吉台、鴨子ヶ原、渦森台をいう。

2. 奨学生募集人員

下記の大学で、原則、各学年で1名ずつ（同学年で複数の場合は、要相談あり）

神戸市内の国公立大学	東灘区の私立大学
神戸大学	甲南大学
神戸市外国語大学	甲南女子大学
神戸市看護大学	神戸国際大学
兵庫県立大学	神戸薬科大学
	頌栄短期大学

3. 奨学金の支給期間及び支給金額

- ① 支給期間は、正規の最短修業年限。（※大学院は除く。）
- ② 支給金額は、月額4万円（※他の給付型の奨学金との併給可）

4. 出願手続

様式第1号の申請書（※裏面の誓約書）に下記の書類を添えて提出のこと。

- ① 学校長または学長の推薦書（様式第2号）
- ② 身上書（様式第3号）
- ③ 卒業証書のコピー（住吉小学校もしくは渦ヶ森小学校）
- ④ 卒業証書のコピー（住吉中学校）
- ⑤ 住民票（世帯全員が記載してあるもの）
- ⑥ 市長村長の発行する所得証明書（「令和8年度（令和7年分所得）記載」の両親分）
- ⑦ その他、当法人が指定した必要な書類

5. 申込締切期日

令和8年6月30日（火） 学校長又は学長を経由して当財団に申込みのこと。

6. その他

- ① 取得した個人情報については奨学生の選考、奨学資金給付、管理等の業務以外には同意なく使用いたしません。
- ② 詳細については、当財団もしくは大学へご照会ください。

【問い合わせ先】

一般財団法人住吉学園

神戸市東灘区住吉本町 3 丁目 3 番 4 号

電話 (078) 841 - 0034 FAX (078) 841 - 0106

ホームページ <http://www.sumiyoshigakuen.com/index.html>

7. 奨学金給付についての注意事項

(給付期間)

奨学金の給付期間は、正規の最短修業年限とする。(※大学院は除く。)

(給付の取消事由、還付及び再給付)

奨学金の受給者が、次の各号のいずれかに該当するときは、奨学金の給付を取り消し、かつ、故意により重大な違約が認められた場合は、当法人は、当該期間に給付した奨学金の還付を求めることができる。

- (1) 休学、退学及び停学処分を受け、または留年したとき。
- (2) 1ヵ月以上、欠席したとき。
- (3) 学業、性行等により奨学金の給付が適当でないと思えたとき。
- (4) 虚偽の申告をしたとき。
- (5) 本人又は保護者が住吉以外に転居したとき。(※学生寮は可。)
- (6) その他、重要な事項に異動が生じたとき
- (7) 死亡したとき。
- (8) 世帯収入(両親)が 550 万円(税込)を超えたとき

※(1)(2)(3)(4)(5)(6)に該当した場合は、該当した時点までの給付とし前払いしている分は還付を要します。

※(2)については、疾病等により事情止むを得ないときは、再給付することがある。

(異動の届出)

奨学金の受給者が、次の各号のいずれかに該当するときは、本人または保護者は速やかに届出なければならない。

- (1) 死亡したとき
- (2) 休学、退学または転校したとき。
- (3) 停学処分を受け、または留年したとき。
- (4) 住所を変更したとき。
- (5) 留学するとき。
- (6) 1ヶ月以上、欠席したとき。
- (7) その他、重要な事項に異動が生じたとき。

(報告)

奨学金の受給者は、次の事項について、当法人に報告しなければならない。

- (1) 奨学生または保護者は、毎年4月に学業成績表、毎年6月に所得証明書(両親分)及び住民票(世帯全員が記載してあるもの)を郵送もしくは持参により提出すること。
- (2) 奨学生が卒業したとき。

(給付審査)

毎年度、7月に提出書類(学業成績表、所得証明書、住民票等)に基づき審査を行うため、4～6月に既に給付した奨学金については、審査が通らずとも還付を要しない。

(※給付の取消事由(1)(2)(3)(4)(5)(6)は除く。)

(奨学金給付の辞退)

奨学生または保護者は、いつでも奨学金給付の辞退を申し出ることができる。

(給付時期及び方法)

奨学金の給付は毎年度4月から3ヵ月毎(4月、7月、10月、1月)に当財団の指定の期間において手渡しするものとする。